

あらためて自治基本条例を考える

嶋田暁文

1 あらためて「自治基本条例」とは何か？

1-1 自治基本条例の三つのタイプ

- ①まちづくり理念型（理想描写タイプ）
- ②憲法型（＝権力者拘束タイプ）
- ③（目的実現のための）＜市民－行政＞＜市民－市民＞間の関係構造再構築型（＝混合タイプ）＊以下、「再構築型」と呼ぶ。

↓

いずれでいくのが最初の分岐点。

①は、必ずしも基本条例のかたちをとる必要がない。

②は、理屈としては筋が通っているが、面白みに欠けるし、条例制定による変化があまり期待できない。

③は、確かに一定の危うさを秘めているが、その分、実質的な意義を発揮しうる可能性を秘めている。

↓

③がよいのではないか？

1-2 日田市における自治基本条例

【事例①】

下水道について調べたいことがあり、担当課に話を聞きに行った。初めて聞くことばかりであり、とても勉強になった。最後に、職員が説明の際に使っていた資料が有用だと思い、「その資料をコピーしていただけませんか？」と聞いたところ、怪訝な顔をされ、「何に使うんですか？」と言われた。「いや、別に何に使おうというわけではないけれど、いろいろなデータも載っていて、勉強になると思うから…」と言うと、「もし本当に欲しければ、情報公開請求してください。自分は、この資料を表に出していいかどうかの判断ができる立場じゃないので」と言われ、泣く泣く引きさがあった。

【事例②】

雨が降ると河川があふれ、あちこちのくぼみにその水がたまり、蚊が発生して困っている。そこで、保健所に電話したところ、河川課を紹介された。そこで、河川課を訪れると、「そ

それは道路課の話ですね」と言われ、道路課に行った。道路課では、「どうも道路の舗装ということにとどまらない問題ですね。都市計画課に行ってみてはどうですか」と言われた。「でも道路の舗装も大事なので、対応してください」といったところ「未舗装道路を舗装するためにはお金がかかるので、どうしても対応は数年先になりますね」と言われた。「それでは困ります」と言ったところ、今度は、環境衛生課を紹介された。そこで、環境衛生課に行ったところ、「現場のことは保健所にお任せしているので」と言われ、結局、スタート地点に戻った。

【事例③】

小さな生活道路なので、自動車を排除して、子供たちの遊び場にしたいと考えた。そこで、市役所に行ったところ、警察との折衝が必要とのこと。では、その折衝をしてくださいとお願いしたところ、「地域の方々の合意はとれているのですか。とれていないなら、まずとってきてください」といわれ、取り合ってもらえなかった。

その場限りの問題対応に終始してしまうと、また同じような問題が生じる。そこで、これらの問題が構造的な要因に起因すると考え、構造変革を目指すべき。

↓

自治基本条例の必要性！

↓

自治基本条例は、市民と行政の関係性のあり方を見直し、また、市民同士の関係性のあり方を見直すことによって、「自治体のかたち」を構造的に変革するためのもの！

1-3 憲法型を志向する人たちからの反論に備える

・憲法型にこだわる人たちの問題意識

①市民間関係をルール化すると市民的自由が失われる。

②「協働」は、市民と行政の関係を「対等」関係に置き換えることで、「市民が行政に信託している」という主従関係をあいまいにし、行政が責任回避するロジックを与えてしまう。また、「協働」規定は、市民の「義務」規定と相俟って、市民を行政の手足として動員するロジックとなってしまう。

↓

A) 人権侵害にならないように、市民的自由を確保するように配慮する。

B) 市民を行政の手足として動員する議論にならないようにする。(逆に、そういう風になってしまっている現状を改めていくような仕組みを入れていく。)

2 現時点までの作業を振り返る

2-1 再構築型の論理構造

人々の思い→システム→目的実現

↑

ここがネックであり、これを変えるための装置が自治基本条例。

→自治基本条例は抽象度合いが高いため、あわせて個別制度・仕掛けを考えていくことが不可欠。(=同時並行作業の必要性)

2-2 市民ワーキンググループにおける作業ステップ

<ステップ①～何を実現するのかをまず徹底的に議論する>

→問題点の解消（消極的目的）と理想（積極的目的）

↓

ただし、前者を後者に転換するという発想もありうる！

<ステップ②～現行システムの何がネックになっているのかを分析する>

→この部分に僕の役割がある。

<ステップ③～上記ネックを解消するための個別の仕組みとそれを実現・導入するための自治基本条例上の規定内容を考える>

*以上の三つのステップは実際には、同時並行で行われる。

<ステップ④～これまでの議論を整理し、条文に何を入れ込むべきか、そして入れ込むとすればどういう内容にすべきなのかについての“大枠”を議論し、合わせて論点を整理する>

A) 次のステージであるワークショップ等のための「たたき台」を作ること、

B) 市民委員がその場で議論をリードできる程度に自治基本条例の論点を理解すること

…がこの段階で大事。

3 ネクストステージとしての幅広い市民間での情報共有（試案）

3-1 職員間の情報共有を図る

たとえば、複数の課を集めたくらいの30人弱くらいの人を集めて、職員向けの研修&ワークショップをする。

*家族にその日聞いた話をしてもらい、家族から意見をもらって、A41枚程度のペーパーを提出してもらおうというのを宿題にすると良いのでは？

→名前を消した上で、毎回の市民WGの会合に資料として提出していただき、議論の題材にさせてもらう。

3-2 市民レベルでの情報共有

①上の作業がある程度できた段階で、窓口にやってきた市民の方々に自治基本条例をアピールする(チラシを渡す)&「基本条例に関する意見箱」を随所におく(併せてHPのトップにも電子意見箱を設置する)」といった方策を採る。

②それとほぼ同様に、青年会議所と学校を巻き込む。

*学校については、子供自身へのアピールという側面と、親への波及効果を狙うという二つの側面がある。

↓

「どういうまちにしたいか」ということを聞く(作文にってもらう)という既存パターンに限定する必要はない。

たとえば、「日田市出身の小森田実(コモリタミノル)に曲をつけてもらう約束をとりつけ、その歌詞(日田市の良いところや将来を描いた歌詞¹)を募集する(グループでの応募も可)、といった方法も考えられる。

3-3 各団体・地域ごとに(できれば市長とともに)回って説明をする

¹ イメージとしては、荒井由実「瞳を閉じて」のような感じ。

「風がやんだら 沖まで船を出そう
手紙を入れた ガラスびんをもって
遠いところへ行った友達に
潮騒の音がもう一度届くように
今 海に流そう
遠いところへ行った友達に
潮騒の音がもう一度届くように
今 海に流そう
霧が晴れたら 小高い丘に立とう
名もない島が 見えるかもしれない
小さな子供にたずねられたら
海の碧さをもう一度伝えるために
今 瞳を閉じて
今 瞳を閉じて

」

その際、できれば、このワーキングチームで市民主体の新たなグループを立ち上げ、一緒になって盛り上げてくれるメンバーの輪を広げていけると非常に良い。

3-4 講演会&ワークショップ

4 おわりに～求められる発想

「自治基本条例の策定プロセス自体をまちづくりの手段として機能化させる」という発想を！

「このまちのために活動する」というよりは「このまちを使って楽しむ」くらいの気持ちで。

このプロセスを通じて既存の行政の発想をどう乗り越えるかが、職員に求められている。